守っていますか？ 自転車のルール

クイズで自転車の交通ルールを再確認

平成25年の県内における人身事故死傷者数は41、032人（市内1、751人）で、そのうち自転車乗用中は9、998人（市内501人）でした。これは、交通事故で死亡またはけがをした人の約4人に1人が自転車乗用中だったことになります。

誰でも簡単に利用することのできる自転車はとても便利ですが、利用のしかた次第では自分だけではなく他の人にも危険が及ぶことがあります。自転車を安全に利用するためには、一人一人がルールを守ることが大切です。

この機会にもう一度、自転車の交通ルールについて考えてみませんか。

問交通安全課☎2998-9140 FAX2998-9491

親子で自転車安全クイズに挑戦！

手軽で便利な自転車。しかし自転車で事故に遭えば、大きな被害にもつながります。また、事故を起こしたら大人・子ども関係なく高額な損害賠償を請求されるケースも出ています。

親子で一緒にクイズに挑戦し、大切な交通ルールを確認してみましょう！

1 歩道と車道の区分のある道路では原則どちらを通行するのが正しい？

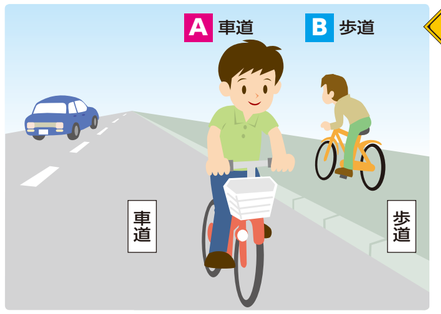

【正解①】A原則として車道を通行します。

【解説①】自転車は道路交通法で「軽車両」に分類され、自動車と同じ「車両」の一種です。そのため歩道と車道の区分のある道路では、車道を通行しなければなりません。

※歩道を通行できることがあります。詳細は、本号3頁の「自転車安全利用五則」をご覧ください。

2 例外として歩道を通行できるときは、どちらが正しい？

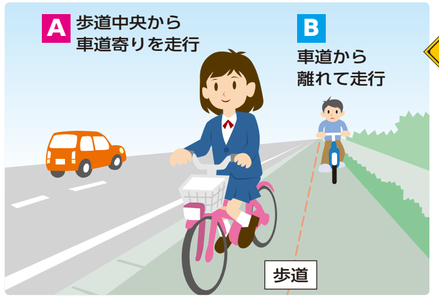

【正解②】A歩道中央から車道寄りを通行します。

【解説②】歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄り部分をいつでも止まれる速度で通行（＝徐行）できます。歩行者の安全を妨げそうな時は一時停止をするか自転車を降りましょう。

3 車道を通行するときは、右側と左側のどちらを通行するのが正しい？

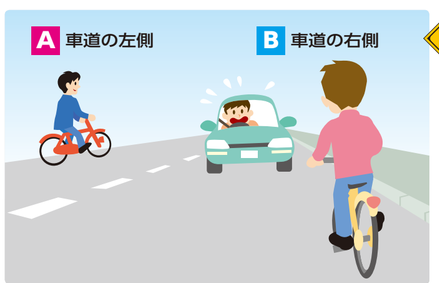

【正解③】A車道の左側を通行します。

【解説③】自転車は車両の一種です。車道を通行するときは、その左側の端を通行しなければなりません。通行するときは右後ろから来る自動車にも注意しましょう。

4 「止まれ」の標識があるときは、どちらが正しい？

【正解④】B止まって安全確認をしてから通行します。

【解説④】しっかり止まり（一時停止）、安全確認をしてから通行しましょう。自転車事故の多くは交差点で起こっており、その主な原因は、一時停止をしない・安全確認をしないなどとなっています。

5 2人で通行するとき、どちらが正しい？

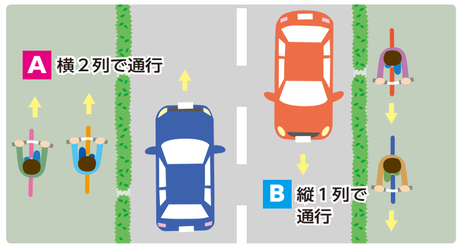

【正解⑤】B縦一列で通行します。

【解説⑤】並列走行が認められている道路以外では、進行方向に対して縦一列で通行しなければなりません。並列走行は幅をとり歩行者や車両と接触する危険が増えるのでやめましょう。

あなたの正解数は

◆**全問正解**
自転車の交通ルールの基本は押さえています。クイズだけでなく他のトピックも読んでより安全に通行できるようになりましょう！

◆**2～4問正解**
知らなかったルールが少しあるようです。間違った問題の解説を読んで再確認しましょう。

◆**1問以下**
正しいルールを知らずに運転しているようです。各問題の解説を読み、もう一度問題にチャレンジして、正しい知識を身につけましょう。

自分を守るために

①ヘルメットを着用

平成25年に県内で自転車乗用中に死亡した方42人のうち、23人の主な負傷部位が頭部です。自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するために自転車用ヘルメットを着用しましょう。

②反射材を着用

県内では夜間に多くの交通死亡事故が発生しています。反射材は、自動車のライトの光を反射し、遠くに自らの存在を知らせることができます。交通事故から身を守るために反射材を着用しましょう。

自転車交通安全教室

市と所沢警察署が連携し、自転車の安全な乗り方や、交通ルールを学ぶ自転車交通安全教室を開催しています。

なお、子どもや高齢者は、所沢警察署による実技指導と学科講習を受講すると「自転車運転免許証」の交付を受けることができます。

▲自転車交通安全教室

路側帯（ろそくたい）の通行方法

自転車は歩行者の通行を妨げない速度と方法であれば、路側帯を通行することができます（歩行者用路側帯を除く）。

路側帯を通行するときは、道路左側に設けられた路側帯を通行しなければなりません。道路右側の路側帯は平成25年12月から通行することができなくなりました。

路側帯　歩行者の通行スペースを確保したり、車道の効用を保ったりするために、歩道のない道路や、歩道のない側の路側寄りに、道路標示（白線）により区画された部分

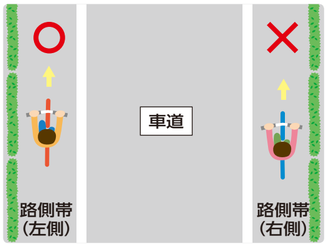

まさか？加害者に！ 損害賠償5,000万円!!

自転車事故による高額な賠償実例の紹介

①高校生が自転車で夜間に無灯火で携帯電話を操作しながらの通行中、歩行者と衝突し、歩行者に重大な後遺障害を負わせた。（約5,000万円の損害賠償）

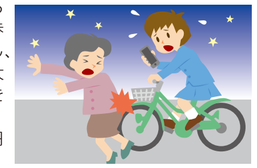

②中学生が自転車で歩道中央を夜間に無灯火で通行中、歩行者と正面衝突し、歩行者を死亡させた。（約3,000万円の損害賠償）

万が一のために保険に加入

交通事故を起こさないことが大事ですが、万が一起こしてしまったときに備えて自転車保険への加入をお勧めします。

自転車保険には、さまざまな種類があり、自転車乗用中の事故における自身のけがや相手への損害賠償に備えることができるものもあります。最近ではインターネットやコンビニエンス・ストアなどで加入できる保険も登場しています。詳細は保険会社などにお問い合わせください。

覚えよう 自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
▶夜間はライトを点灯
▶交差点での信号遵守（じゅんしゅ）と一時停止・安全確認
⑤子どもはヘルメットを着用

◆**歩道を通行できる例外とは**
▶「自転車歩道通行可」の標識（写真）などがあるとき
▶車道または交通状況に照らしてやむを得ないと認められるとき（自動車の交通量が多く、車道の幅が狭いため車両との接触危険があるときなど）
▶13歳未満や70歳以上の方、または身体の不自由な方が運転するとき

▲自転車歩道通行可の標識